

31 小平市

【概要】

- 小平市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月）では、「みどりつながる快適生活都市 こだいら」をまちの将来像として掲げ、小平の特性や地域資源を活かして、日常の暮らしが安全・安心で快適さを感じられるまちをめざしている。
- 老朽化した木造建築物が密集している地域について、住民の防災意識の向上を図りつつ、規制や誘導の方策を検討しながら災害に強いまちづくりを推進する。
- 市街地再開発事業が計画されている地区の周辺においても、事業推進とあわせてまち全体の防災性の向上に取り組む。
- 市街地における貴重なオープンスペースである農地については、農業施策との連携による保全・活用を推進するなかで、防災空間としての確保を進める。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	栄町地区	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	栄町地区地区計画
	②	小川西町五丁目地区	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	小川西町五丁目地区地区計画
	③	喜平町二丁目地区	敷地面積の最低限度 3,000 m ² (地区計画)	喜平町二丁目地区地区計画
	④	小川町一丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² 、120 m ² (地区計画)	小川町一丁目地区地区計画
	⑤	花小金井一丁目地区	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	花小金井一丁目地区地区計画
	⑥	鈴木町一丁目地区	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	鈴木町一丁目地区地区計画
	⑦	小平大和線沿線地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、120 m ² (地区計画)	小平大和線沿線地区地区計画
	⑧	鈴木町一丁目恵泉地区	敷地面積の最低限度 120 m ² 、1,500 m ² (地区計画)	鈴木町一丁目恵泉地区地区計画
	⑨	小平都市計画道路 3・4・23 号国立駅大和線沿線地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、120 m ² (地区計画)	小平都市計画道路 3・4・23 号国立駅大和線沿線地区地区計画
	⑩	小川駅西口地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、500 m ² (地区計画)	小川駅西口地区地区計画
	⑪	小川四番地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、120 m ² (地区計画)	小川四番地区地区計画
	⑫	小川東町二丁目地区	敷地面積の最低限度 3,000 m ² (地区計画)	小川東町二丁目地区地区計画
	⑬	市街化区域	敷地面積の最低限度 100 m ² 、110 m ² 、120 m ²	小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例

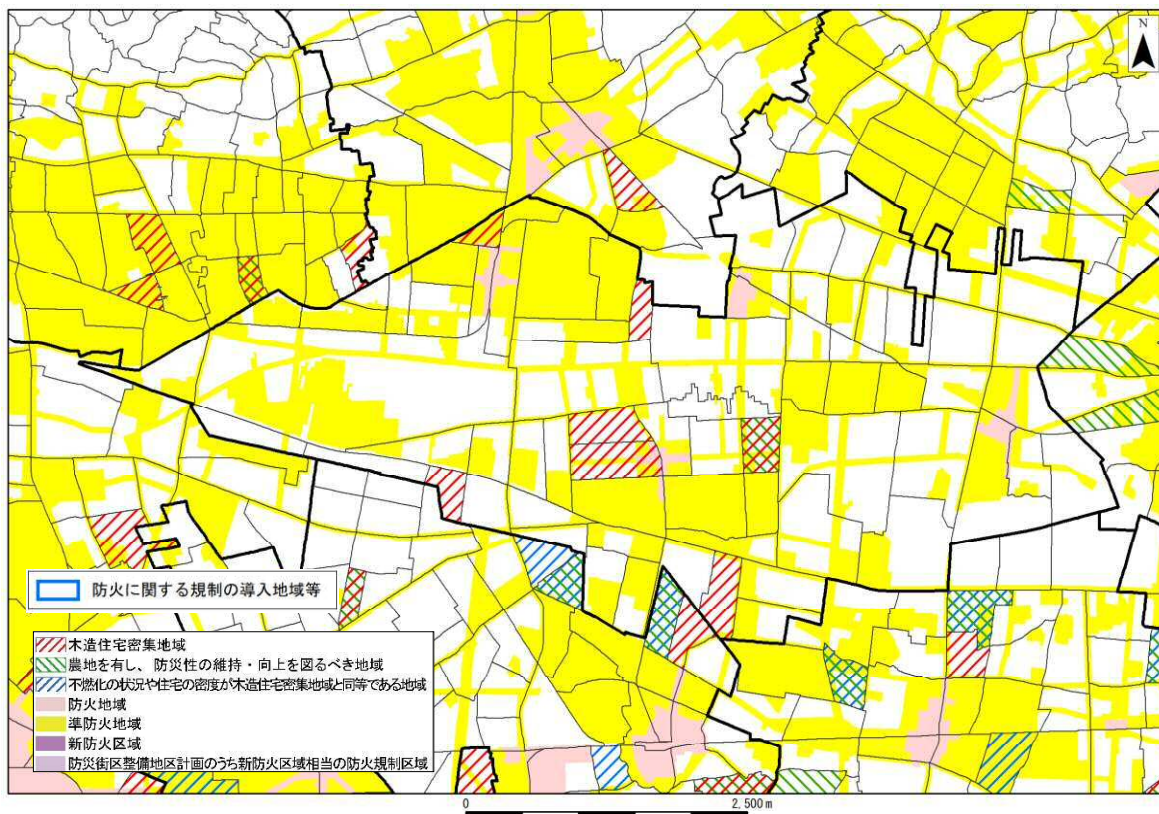
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

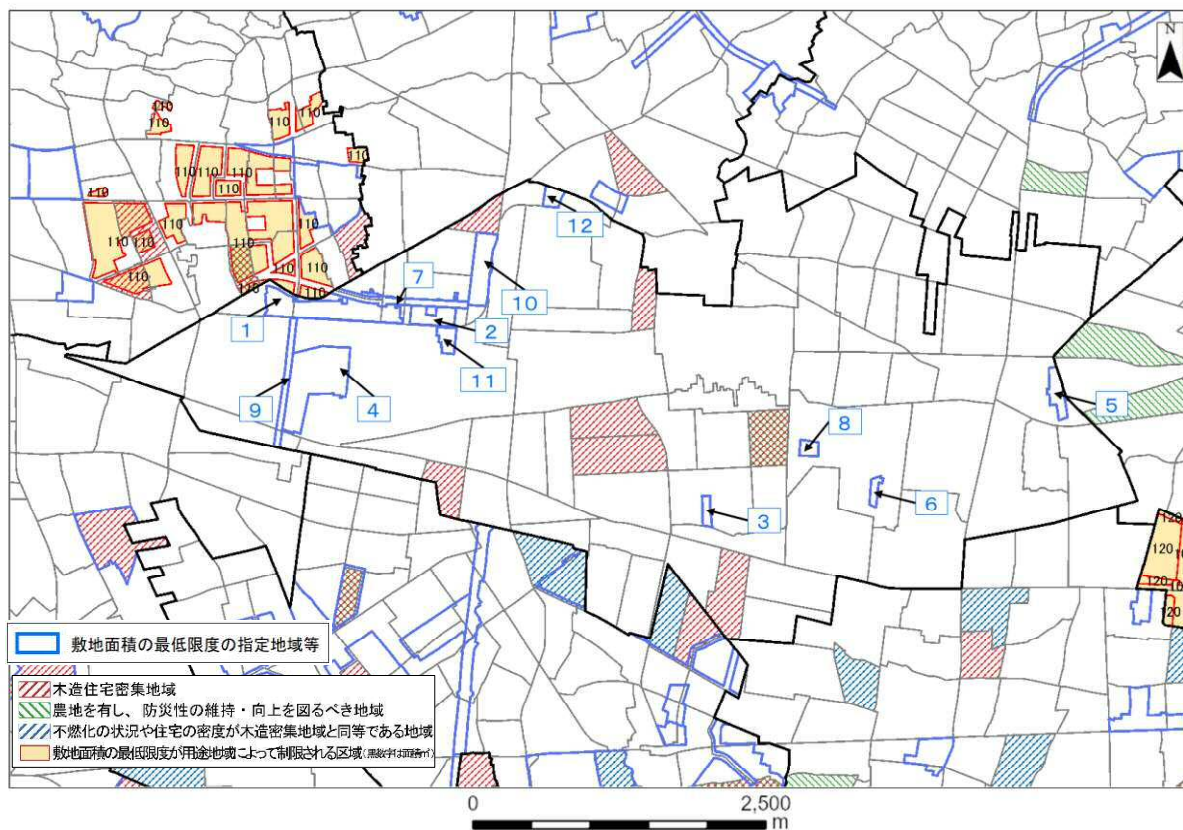
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



32 日野市

【概要】

- ・ 日野市まちづくりマスタープランにおいて、近年の地震災害や豪雨による風水害の被災を教訓とし、「安心して住み続けられるまちづくり」を目指している。
- ・ 市内のうち開発行為を対象として、安全な住環境の確保のため、敷地面積の最低限度を定めており、また、地区計画においても、各地域の実情にあわせた敷地面積の最低限度を定めている。
- ・ 防災上重要な役割を担っている空間として、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により、都市農地を維持・保全する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	落川	敷地面積の最低限度 130 m ² (地区計画)	落川東地区地区計画
	②	百草	敷地面積の最低限度 120～150 m ² (地区計画)	百草園駅北地区地区計画
	③	新町	敷地面積の最低限度 120～165 m ² (地区計画)	東光寺上地区地区計画
	④	百草	敷地面積の最低限度 170 m ² (地区計画)	南百草園地区地区計画
	⑤	平山	敷地面積の最低限度 140～180 m ² (地区計画)	京王平山地区地区計画
	⑥	落川	敷地面積の最低限度 120～150 m ² (地区計画)	下河内地区地区計画
	⑦	西平山	敷地面積の最低限度 120～200 m ² (地区計画)	西平山地区地区計画
	⑧	豊田	敷地面積の最低限度 120～200 m ² (地区計画)	豊田南地区地区計画
	⑨	東豊田	敷地面積の最低限度 120～200 m ² (地区計画)	東豊田地区地区計画
	⑩	南平	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	多摩みなみが丘地区地区計画
	⑪	南平	敷地面積の最低限度 165 m ² (地区計画)	高幡鹿島台上地区地区計画
	⑫	南平	敷地面積の最低限度 180 m ² (地区計画)	高幡鹿島台ガーデン 54 地区 地区計画
	⑬	日野本町、大字日野	敷地面積の最低限度 120～500 m ² (地区計画)	東町地区地区計画
	⑭	万願寺	敷地面積の最低限度 100～500 m ² (地区計画)	万願寺地区地区計画
	⑮	大字日野	敷地面積の最低限度 120～150 m ² (地区計画)	万願寺第二地区地区計画
	⑯	新町	敷地面積の最低限度 120～150 m ² (地区計画)	日野駅北地区地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	17	栄町	敷地面積の最低限度 120~220 m ² (地区計画)	四ッ谷前地区地区計画
	18	百草	敷地面積の最低限度 130 m ² (地区計画)	百草公園西地区地区計画
	19	南平	敷地面積の最低限度 120~130 m ² (地区計画)	南平地区地区計画
	20	新町	敷地面積の最低限度 120~150 m ² (地区計画)	新町地区地区計画
	21	高幡	敷地面積の最低限度 120~150 m ² (地区計画)	高幡地区地区計画
	22	百草	敷地面積の最低限度 165 m ² (地区計画)	百草谷戸地区地区計画
	23	落川	敷地面積の最低限度 120~200 m ² (地区計画)	落川地区地区計画
	24	三沢	敷地面積の最低限度 165 m ² (地区計画)	三沢台地区地区計画
	25	百草	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	百草御林山地区地区計画
	26	平山	敷地面積の最低限度 120~200 m ² (地区計画)	平山地区地区計画
	27	南平	敷地面積の最低限度 140 m ² (地区計画)	日鉱住宅地地区地区計画
	28	栄町	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	栄町地区地区計画
	29	百草	敷地面積の最低限度 130 m ² (地区計画)	大東住宅地区地区計画
	30	日野台	敷地面積の最低限度 120~150 m ² (地区計画)	日野台二丁目地区地区計画
	31	大字上田、大字川辺堀之内	敷地面積の最低限度 120~200 m ² (地区計画)	日野バイパス沿道地区地区計画
	32	多摩平	敷地面積の最低限度 145~10,000 m ² (地区計画)	多摩平の森地区地区計画
	33	多摩平、東豊田	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	黒川緑地地区地区計画
	34	東平山	敷地面積の最低限度 130 m ² (地区計画)	東平山三丁目地区地区計画
	35	落川	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	落川河原地区地区計画
	36	川辺堀之内	敷地面積の最低限度 120~200 m ² (地区計画)	川辺堀之内地区地区計画
	37	程久保	敷地面積の最低限度 10ha (地区計画)	七生丘陵西地区地区計画
38	旭が丘	敷地面積の最低限度 120~1,400 m ² (地区計画)	旭が丘一丁目東地区地区計画	
39	大字新井	敷地面積の最低限度 500~1,000 m ² (地区計画)	新井団地地区地区計画	
40	南平	敷地面積の最低限度 130 m ² (地区計画)	南平六丁目地区地区計画	
41	程久保、三沢	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	高幡台団地地区地区計画	

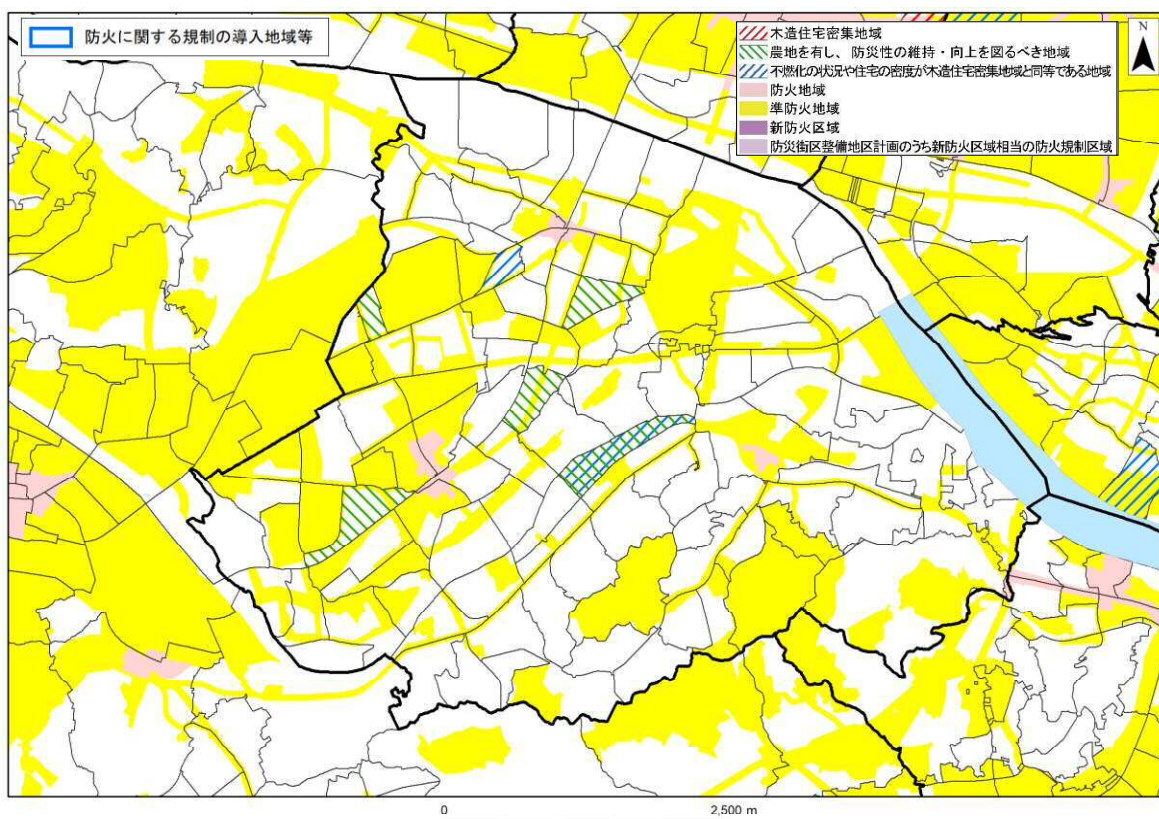
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

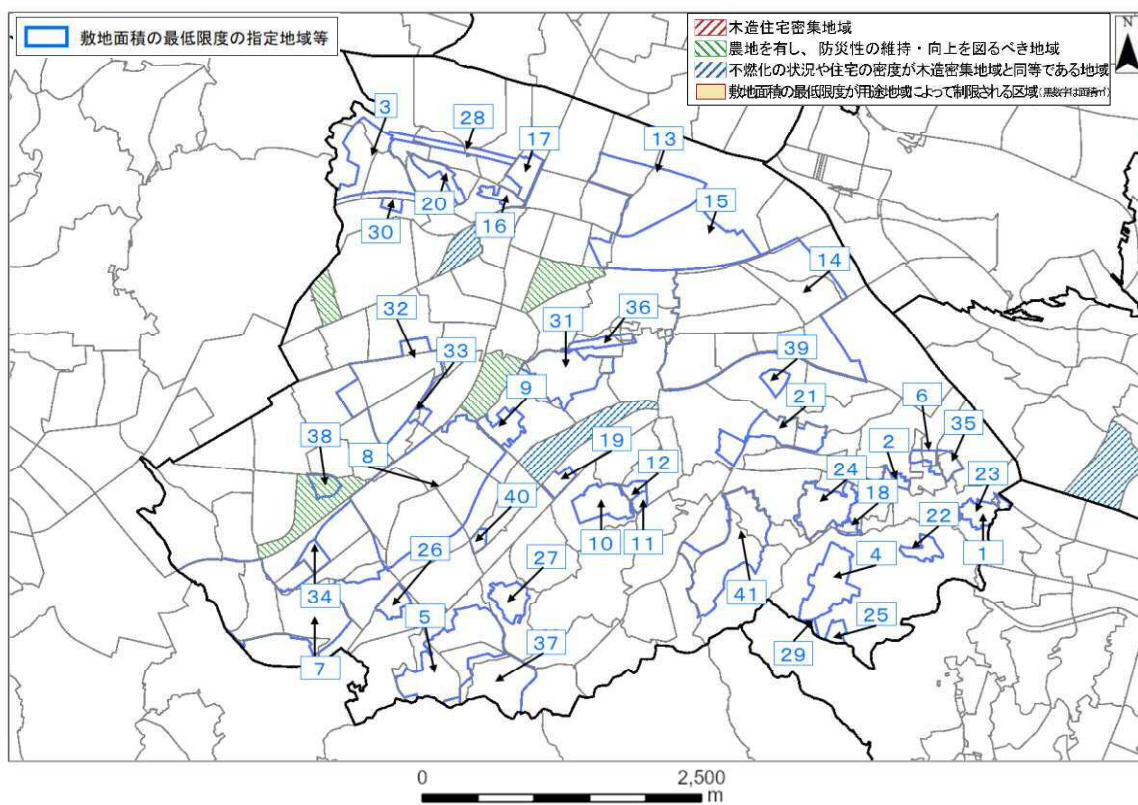
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	42	全域	敷地面積の最低限度など (地区計画)	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



33 東村山市

【概要】

- 第2次東村山市都市計画マスタープランにおいて、「だれもが安全・安心で、心健やかに暮らせるまち」をまちづくりの目標の一つとして定めている。
- 都市計画法第29条の開発行為（500㎡以上）については、東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱において、最低100㎡以上（第一種低層住居専用地域は110㎡以上）確保するものと定めている。
- 市内の低層住居専用地域において、ゆとりある良好な住環境の整備を進めるため、建築物の敷地面積の最低限度の導入及び建蔽率の緩和に伴う準防火地域の検討を行っている。
- 防災上重要な役割を担っている空間として、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により、都市農地を維持・保全する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	恩多地区	敷地面積の最低限度 135㎡ (地区計画)	恩多地区地区計画
	②	西武園住宅地区	敷地面積の最低限度 165㎡ (地区計画)	西武園住宅地区地区計画
	③	東村山駅西口地区	敷地面積の最低限度 1,000㎡、300㎡ (地区計画)	東村山駅西口地区地区計画
	④	本町地区	敷地面積の最低限度 1,000㎡、132㎡ (地区計画)	本町地区地区計画
	⑤	萩山地区	敷地面積の最低限度 10,000㎡ (地区計画)	萩山地区地区計画
	⑥	さくら通り沿道久米川町地区	敷地面積の最低限度 100㎡ (地区計画)	さくら通り沿道久米川町地区地区計画
	⑦	廻田町一丁目地区	敷地面積の最低限度 120㎡、100㎡ (地区計画)	廻田町一丁目地区地区計画
	⑧	久留米東村山線・久米川駅清瀬線沿道南地区	敷地面積の最低限度 100㎡ (地区計画)	久留米東村山線・久米川駅清瀬線沿道南地区地区計画
	⑨	久米川南	敷地面積の最低限度 120㎡ (用途地域)	久米川南土地区画整理事業
	⑩	久留米東村山線沿道北地区	敷地面積の最低限度 100㎡ (地区計画)	久留米東村山線沿道北地区地区計画
	⑪	魅力創造核スポーツセンター周辺地区	敷地面積の最低限度 100㎡ (地区計画)	魅力創造核スポーツセンター周辺地区地区計画

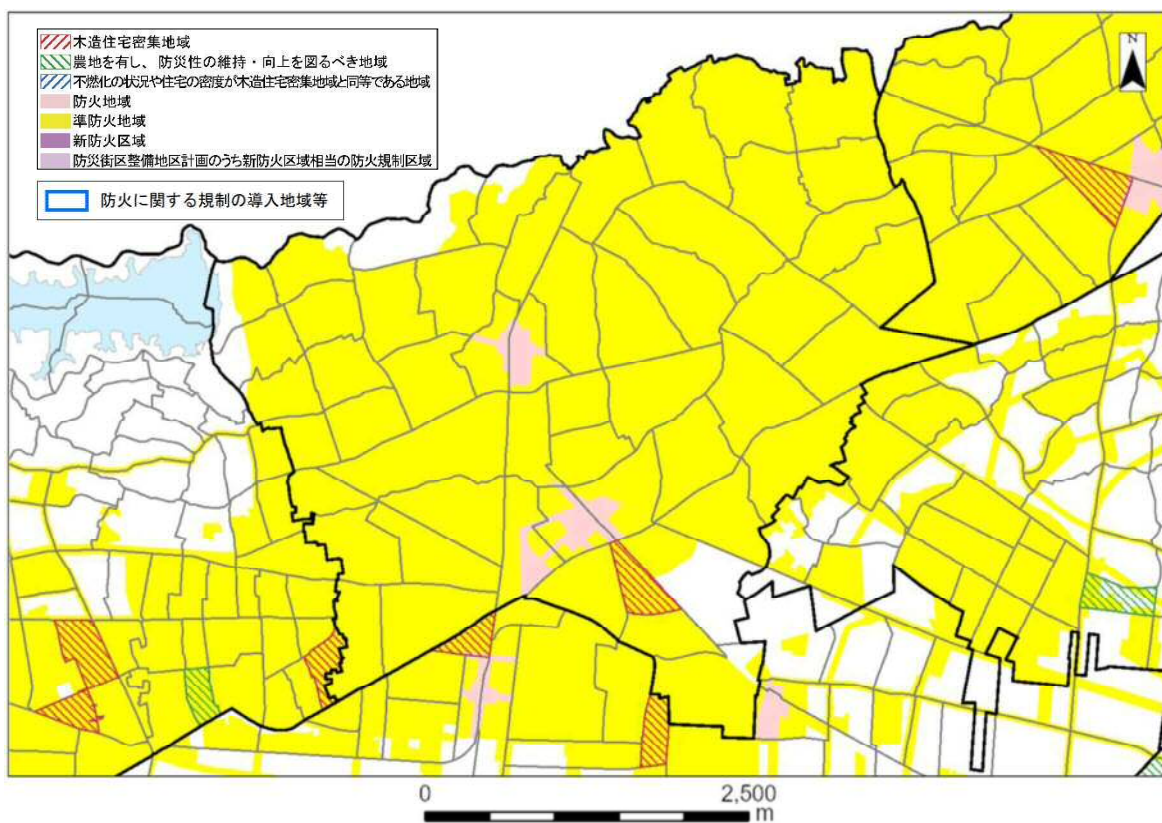
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	一部地域（低層住居専用地域かつ建蔽率40%）	準防火地域	-
最低敷地	⑫	一部地域（低層住居専用地域かつ建蔽率40%）	敷地面積の最低限度 110㎡	-
	⑬	府中所沢線沿道地区	敷地面積の最低限度 100㎡ (地区計画)	府中所沢線沿道地区地区計画
	⑭	東村山多摩湖駅線沿道中央・東村山野口線沿道北地区	敷地面積の最低限度 100㎡ (地区計画)	東村山多摩湖駅線沿道中央・東村山野口線沿道北地区地区計画

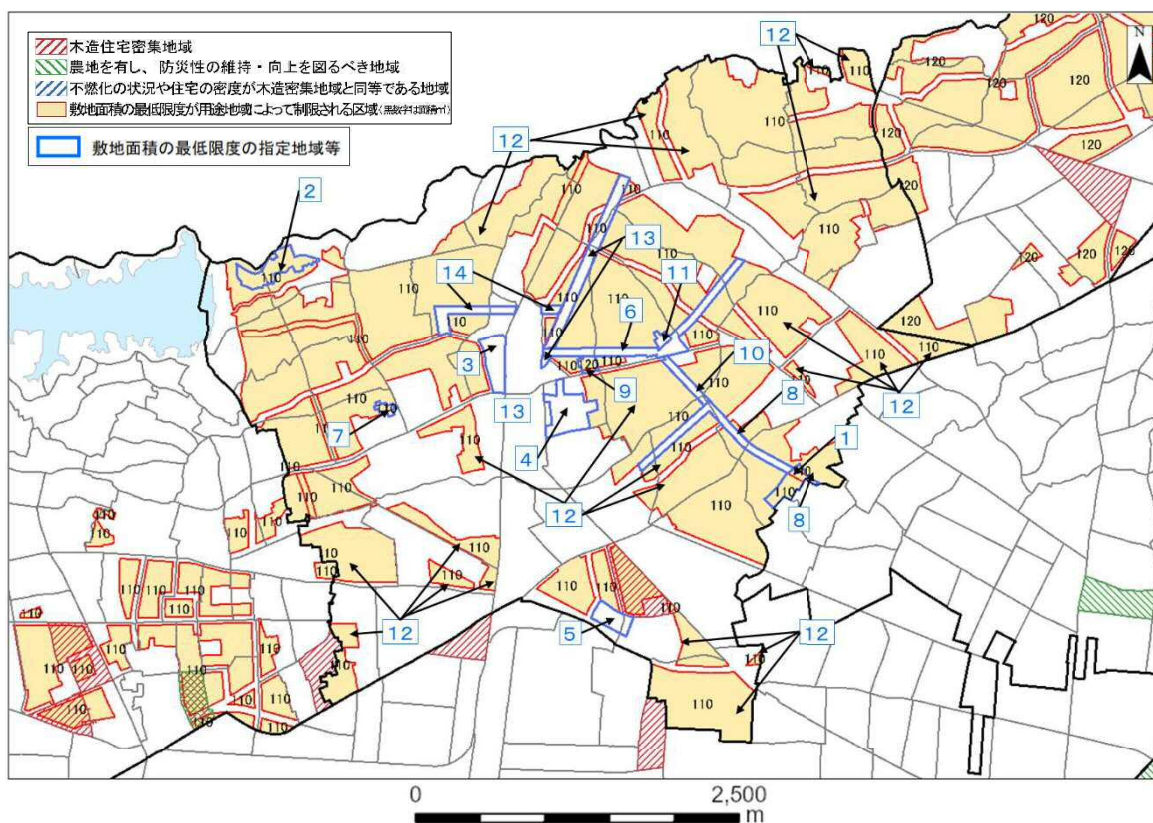
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



34 国分寺市

【概要】

- 国分寺市都市計画マスタープランにおいて、「災害に強いまちなみの形成」や「第一種低層住居専用地域内における住環境の保全」を主要施策として位置付けており、建築物の耐震化や不燃化、延焼遮断効果を高める対策を早期に進め、災害に強いまちなみを形成することで、市民の安心・安全な暮らしを確保するとともに、市内の約7割を占めている低層住居専用地域内の建て詰まりを防止し、良好な住環境の維持・向上を図り、市の特徴である住宅都市としての質の向上を目指している。
- 準防火地域の指定がない木造住宅密集地域及び建蔽率50%・容積率80%を指定していたエリアは、「木造住宅の密集化を改善するエリア」として、準防火地域の指定による建築物の耐火性の向上や、敷地面積の最低限度の導入による敷地の細分化を抑制することで、火災時の延焼や建て詰まりの進行を防ぐとともに、容積率の変更による建築物の建替え促進や、建替えにあわせた狭あい道路の拡幅、木造住宅の密集化の改善により、安全・安心の暮らしの確保を図るため、令和3年10月1日に都市計画変更を行った。
- 農産物や植木の生産の場としての機能のほか、災害時における一時的な避難地としての機能や、延焼を防止する空間としての機能を有する農地について、生産緑地制度及び特定生産緑地制度の周知を図り、指定を促進することで保全につなげる。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	木造住宅の密集化を改善するエリア	準防火地域	第一種低層住居専用地域指定エリアのまちづくり
最低敷地	1	国分寺駅北口地区	敷地面積の最低限度 100㎡、500㎡ (地区計画)	国分寺駅北口地区地区計画
	2	国3・4・12号線沿道・駅前通り沿道地区	敷地面積の最低限度 70㎡、1,500㎡ (地区計画)	国3・4・12号線沿道・駅前通り沿道地区地区計画
	3	泉町地区	敷地面積の最低限度 250㎡、500㎡ (地区計画)	泉町地区地区計画
	4	国3・2・8号線沿道北地区	敷地面積の最低限度110㎡ (地区計画)	国3・2・8号線沿道北地区地区計画
	5	国3・2・8号線沿道中地区	敷地面積の最低限度110㎡ (地区計画)	国3・2・8号線沿道中地区地区計画
	6	国3・2・8号線沿道南地区	敷地面積の最低限度110㎡ (地区計画)	国3・2・8号線沿道南地区地区計画
	7	史跡武蔵国分寺跡周辺地区	敷地面積の最低限度110㎡ (地区計画)	史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画
	8	全域	敷地面積の最低限度105㎡、110㎡、115㎡、120㎡、125㎡	国分寺市まちづくり条例
	9	全域	敷地面積の最低限度 100㎡、110㎡、115㎡	国分寺市小規模開発事業等指導要綱
	10	木造住宅の密集化を改善するエリア	敷地面積の最低限度100㎡ (用途地域) 容積率の緩和(80%⇒100%) (一部区域は建蔽率40%⇒50%への緩和も含む)	第一種低層住居専用地域指定エリアのまちづくり

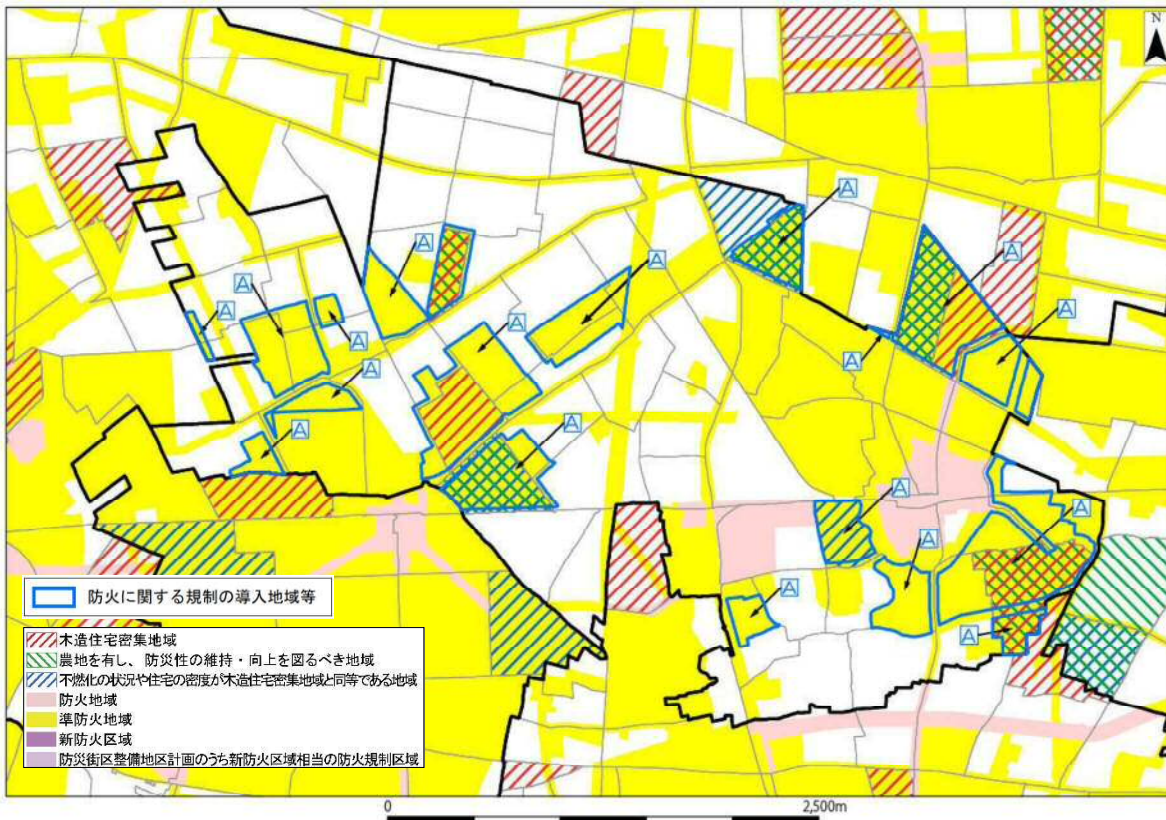
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

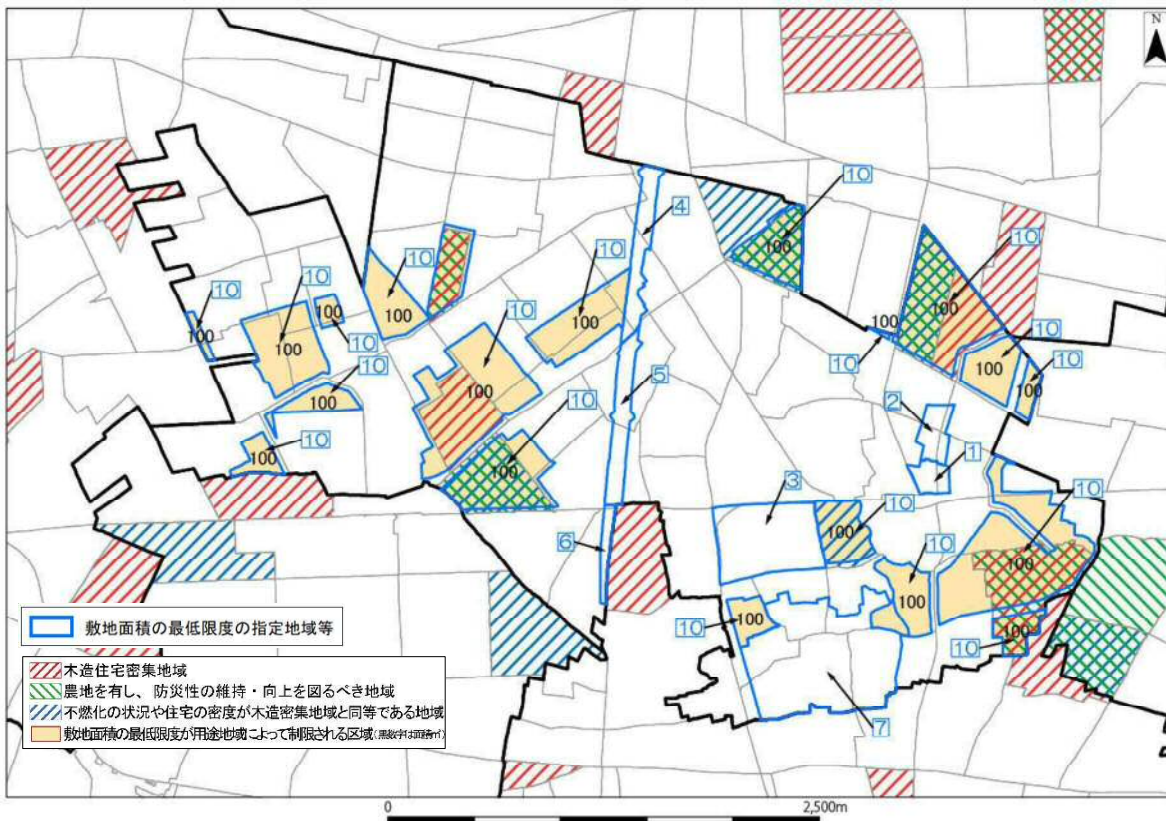
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



35 国立市

【概要】

- ・ 国立市都市計画マスタープランでは、安全に暮らせるまちづくりとして都市防災の推進を掲げている。
- ・ 住宅密集地では、建築物の不燃化・耐震化を促進し、防災機能の向上を図るとともに、災害時における迅速な消防活動の強化に向け、消防水利の充実や道路の拡幅、通り抜けできる道路の整備を推進する。
- ・ 地区計画区域内及び「国立市まちづくり条例」対象地については、敷地面積の最低限度を定め、良好な住環境を保全・形成している。
- ・ 都市農地については、生産緑地地区や特定生産緑地を維持・保全・拡充することにより防災性の向上を図る。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	谷保第二地区	敷地面積の最低限度 130 m ² (地区計画)	谷保第二地区地区計画
	②	青柳・石田地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	青柳・石田地区地区計画
	③	中三丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	中三丁目地区地区計画
	④	寺之下地区	敷地面積の最低限度 300 m ² (地区計画)	寺之下地区地区計画
	⑤	四軒在家地区	敷地面積の最低限度 110 m ² 、120 m ² (地区計画)	四軒在家地区地区計画
	⑥	城山南地区	敷地面積の最低限度 120 m ² 、150 m ² 、10,000 m ² (地区計画)	城山南地区地区計画
	⑦	下新田地区	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	下新田地区地区計画
	⑧	全域	敷地面積の最低限度 100 m ² 、110 m ² 、130 m ²	国立市まちづくり条例

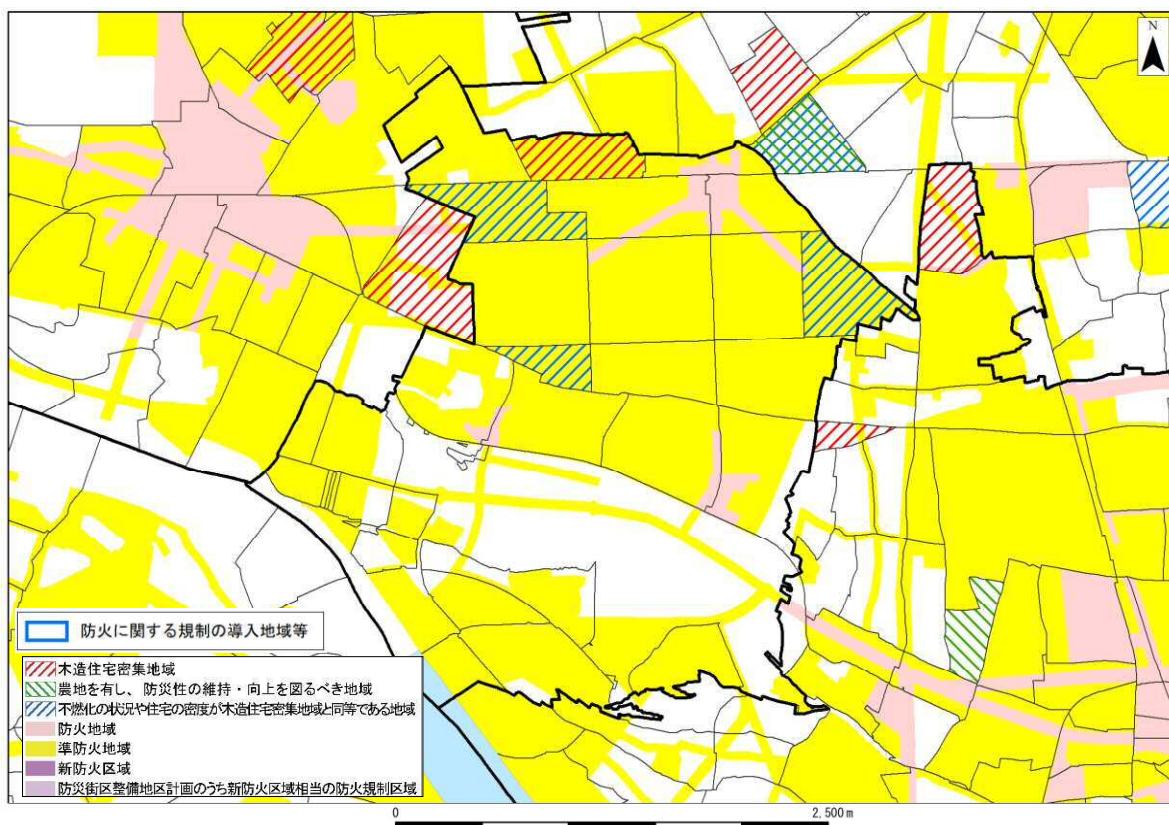
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

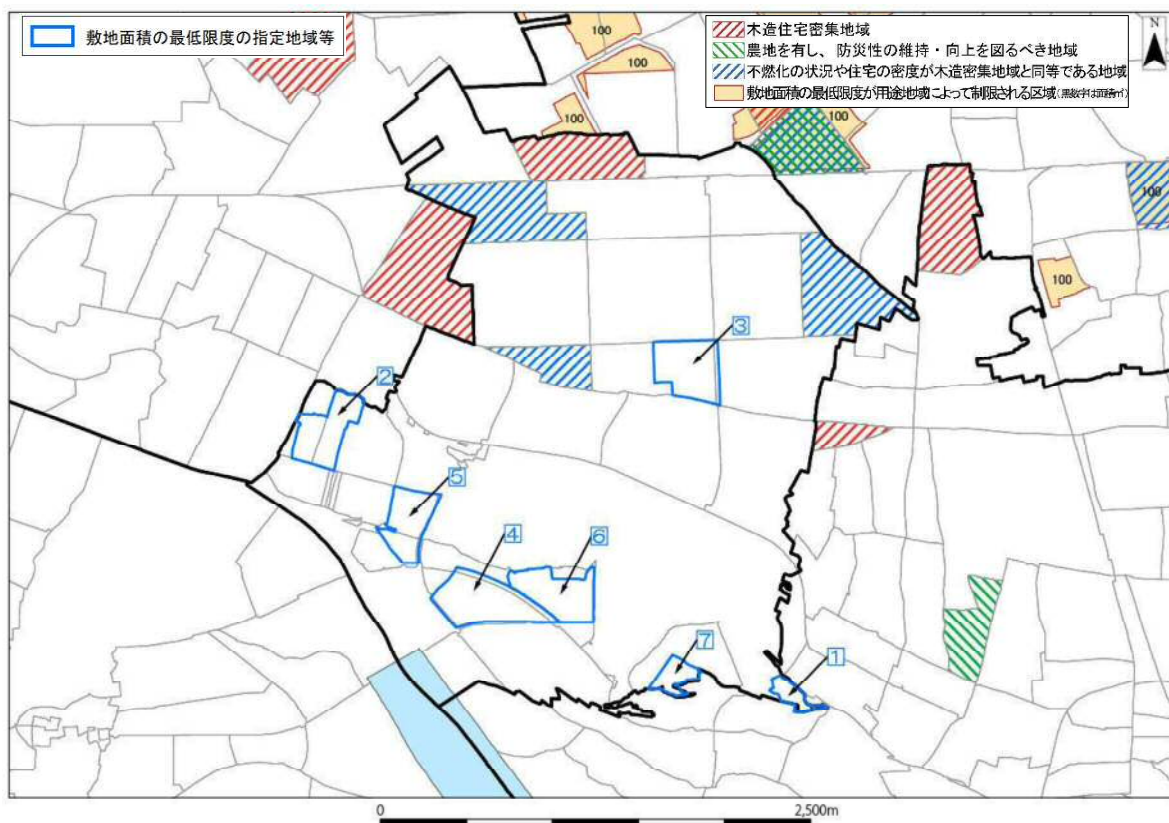
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



36 狛江市

【概要】

- ・ 狛江市総合基本計画において、「安心して暮らせる安全なまち」・「自然を大切にし、快適に暮らせるまち」という分野別のまちの姿を定めている。
- ・ 市内の第一種低層住居専用地域には敷地面積の最低限度を定め、良好な住環境を保全している。
- ・ 都市計画道路及び生活道路の整備を推進し、医療拠点等の主要な拠点をつなぐ市内循環ネットワークを構築し、市全体の防災力を向上させる。
- ・ 木造住宅密集地域等では、敷地面積の最低限度の導入を検討する等、地区計画の策定を推進すると共に、防災性の向上を図るため、新たな防火規制の導入に向け調査検討を進める。
- ・ 農地は、防災上重要な役割を担うため、生産緑地地区や特定生産緑地の指定とともに、都市計画マスタープランにおける「農住共存エリア」等での取り組みを通じて、維持・保全を推進する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	岩戸北一丁目・二丁目、東野川一丁目地域	敷地面積の最低限度 100㎡、3,000㎡ (地区計画)	岩戸北一・二丁目、東野川一丁目周辺地区地区計画
	②	調布都市計画3・4・16号線沿線	敷地面積の最低限度 70㎡ (地区計画)	・一中通り沿道地区地区計画 ・岩戸北一・二丁目、東野川一丁目周辺地区地区計画 ・岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画
	③	西和泉一丁目・二丁目 中和泉四丁目・五丁目 地域	敷地面積の最低限度 1,000㎡、 5,000㎡ (地区計画)	多摩川住宅地区地区計画
	④	東野川四丁目地域	敷地面積の最低限度 200㎡ (地区計画)	東野川四丁目地区地区計画
	⑤	第一種低層住居専用地域	敷地面積の最低限度 100㎡ (用途地域)	—
	⑥	和泉本町四丁目地域	敷地面積の最低限度 5,000㎡ (地区計画)	国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画

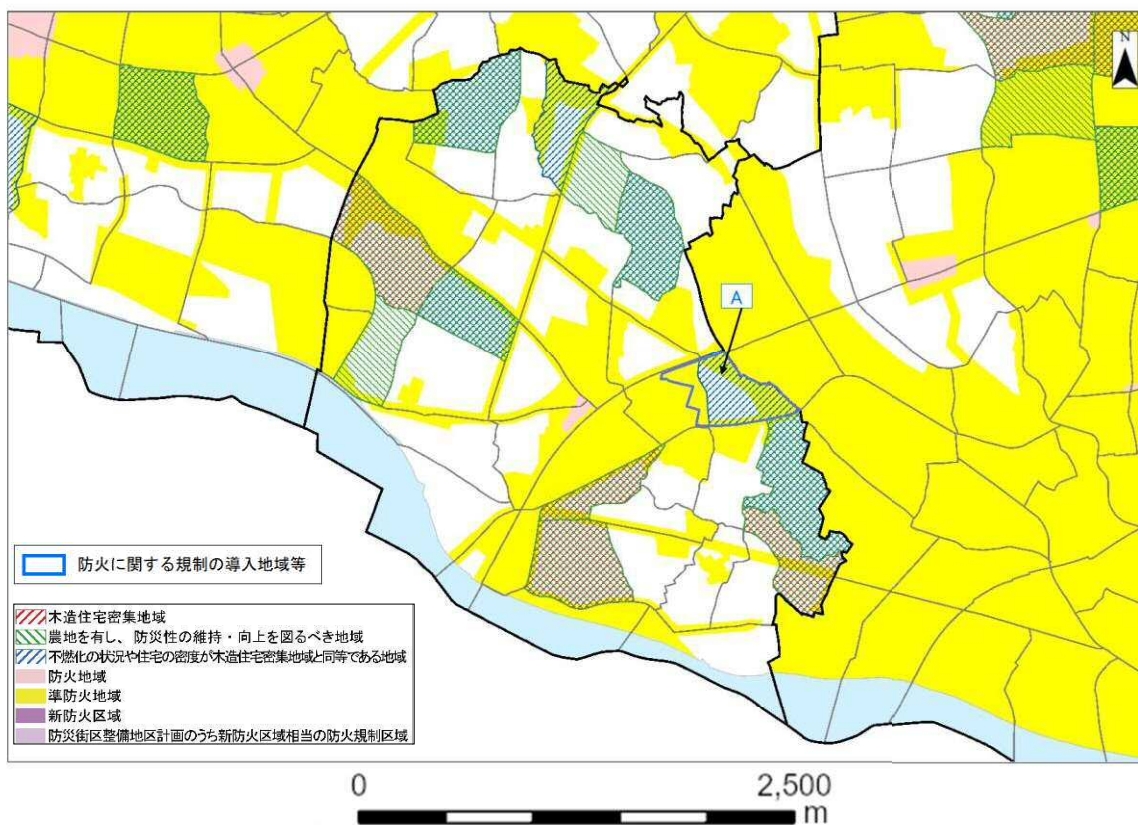
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

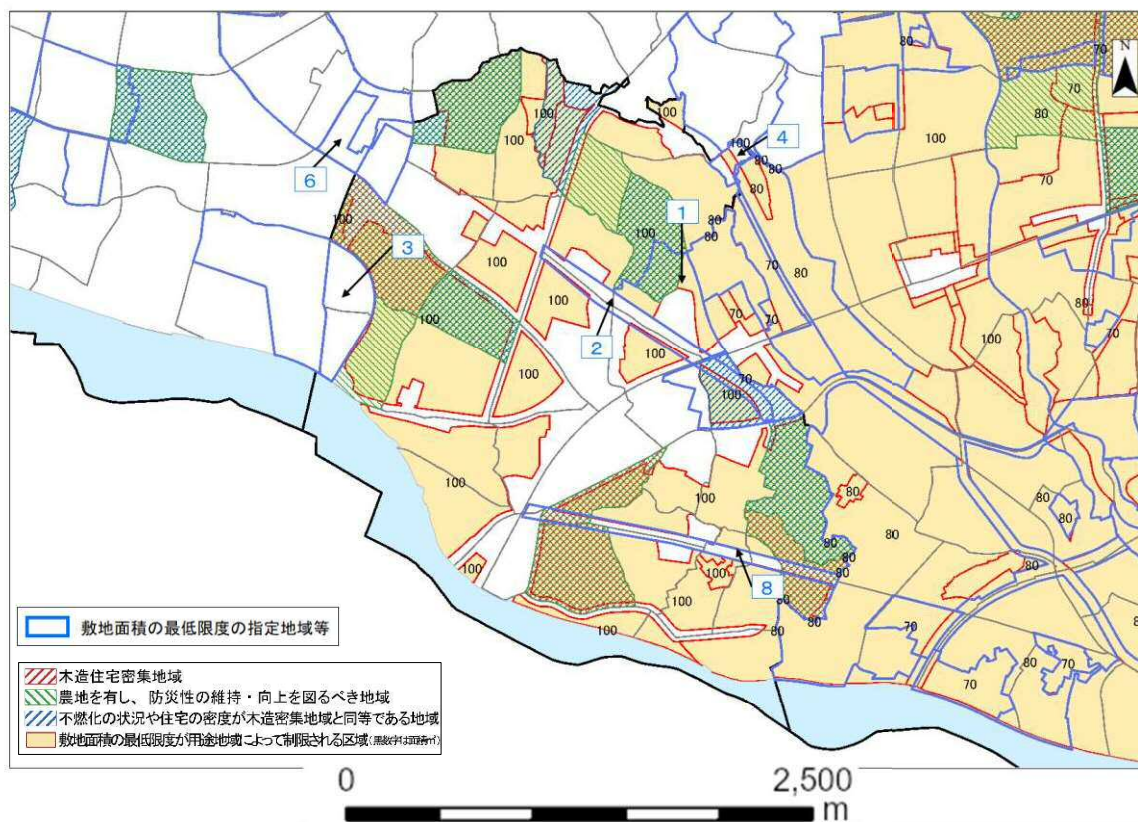
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
防火 最低敷地	A	岩戸北三・四丁目	準防火地域、新たな防火規制	岩戸北三・四丁目周辺地区地区計画
	⑦	調布都市計画3・4・2号線沿線	敷地面積の最低限度など (地区計画)	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



37 東大和市

【概要】

- ・ 市内の第一種低層住居専用地域の内建蔽率を50%と定める区域については、敷地面積の最低限度を定めている。
- ・ 計画的に農地を保全するため、生産緑地地区に指定されていない農地の追加指定の促進を図る。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	湖畔二丁目	敷地面積の最低限度 165 m ² (地区計画)	湖畔二丁目地区計画
	②	上北台駅周辺地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、115 m ² (地区計画)	上北台駅周辺地区地区計画
	③	立野一丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、115 m ² (地区計画)	立野一丁目地区地区計画
	④	桜が丘二丁目地区	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	桜が丘二丁目地区地区計画
	⑤	清水六丁目・狭山五丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、115 m ² (地区計画)	清水六丁目・狭山五丁目地区 地区計画
	⑥	立川東大和線沿線地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	立川東大和線沿線地区地区計画
	⑦	芋窪六丁目・上北台一丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、120 m ² (地区計画)	芋窪六丁目・上北台一丁目地区 地区計画
	⑧	東京街道団地地区	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	東京街道団地地区地区計画
	⑨	全域	敷地面積の最低限度 100 m ² 、110 m ² 、120 m ²	東大和市街づくり条例
	⑩	第一種低層住宅専用地域かつ建蔽率 50%	敷地面積の最低限度 110 m ² 、120 m ² (用途地域)	-

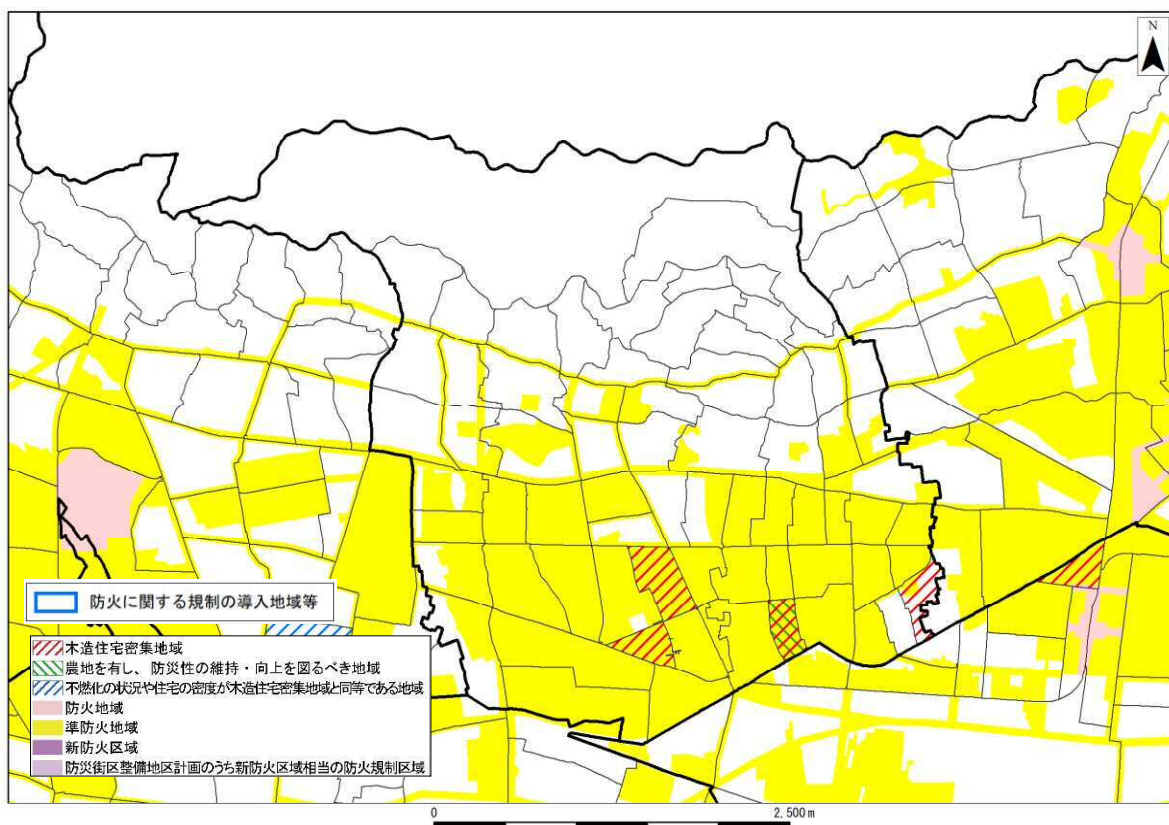
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

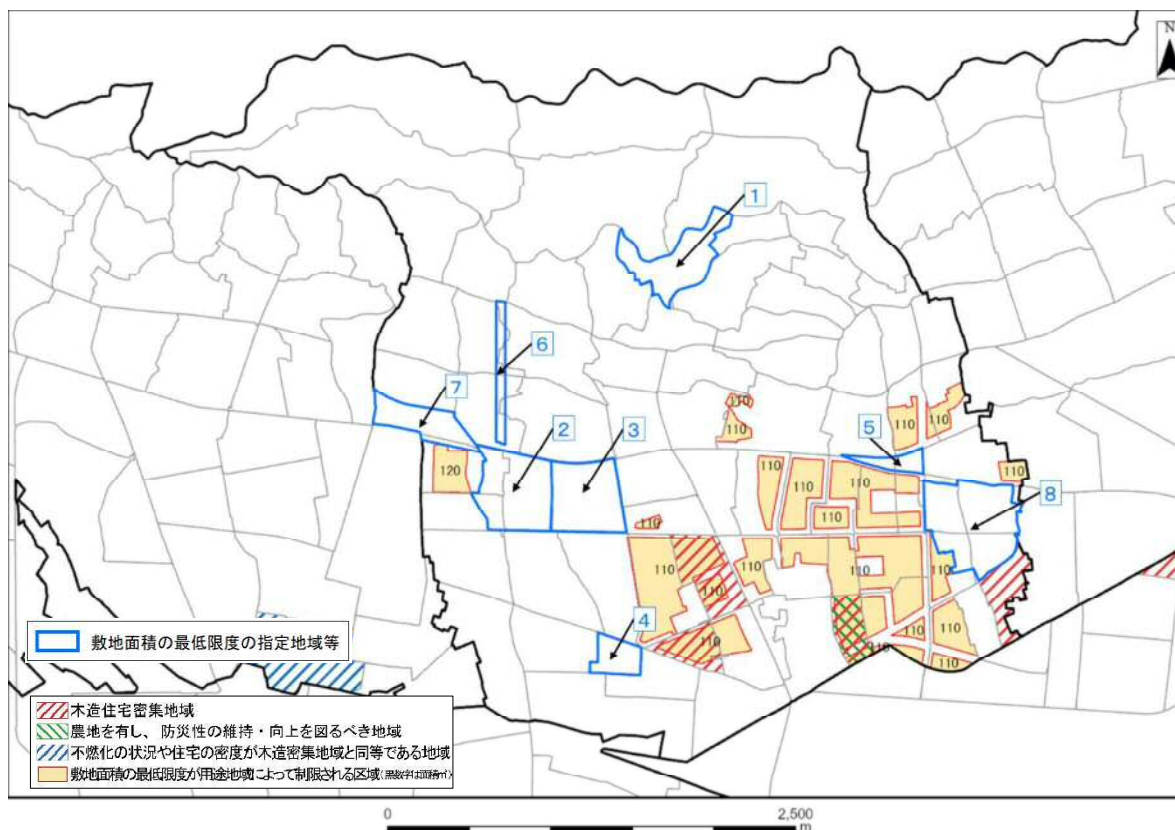
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



38 清瀬市

【概要】

- ・ 清瀬市都市計画マスタープランにおいて、「安全・安心な都市づくり」を目標に掲げている。
- ・ 第一種低層住居専用地域において、敷地面積の最低限度を定め、敷地の無秩序な細分化を防止し、ゆとりある住環境の保護・形成を図っている。
- ・ 地区計画や清瀬市住環境の整備に関する条例において、敷地面積の最低限度を定め、敷地の細分化を抑制している。
- ・ 清瀬駅周辺の木造住宅が密集する住宅地については、建物の更新に合わせた道路の拡幅や建物の壁面後退によって、震災や火災に対する安全性の向上を図る。
- ・ 農地は、災害時に貴重なオープンスペースになるなど多面的な機能を有していることから、生産緑地の追加指定や、特定生産緑地の指定を推進し、維持・保全を図る。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	清瀬市元町一丁目地内	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	清瀬駅北口東地区地区計画
	②	清瀬市上清戸一丁目、元町一丁目及び松山一丁目各地内	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	府中清瀬線沿線地区地区計画
	③	清瀬市旭が丘二丁目及び旭が丘三丁目各地内	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	旭が丘三丁目地区地区計画
	④	清瀬市野塩一丁目及び野塩二丁目各地内	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	野塩二丁目地区地区計画
	⑤	清瀬市中里二丁目、中里三丁目、中里四丁目及び上清戸二丁目各地内	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	新東京所沢線沿道中里周辺地区地区計画
	⑥	清瀬市下清戸四丁目、五丁目各地内	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	下清戸線沿線地区地区計画
	⑦	第一種低層住居専用地域	敷地面積の最低限度 120 m ² (用途地域)	—
	⑧	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層専用地域、及び第二種住居地域	敷地面積の最低限度 110 m ² 、120 m ²	清瀬市住環境の整備に関する条例

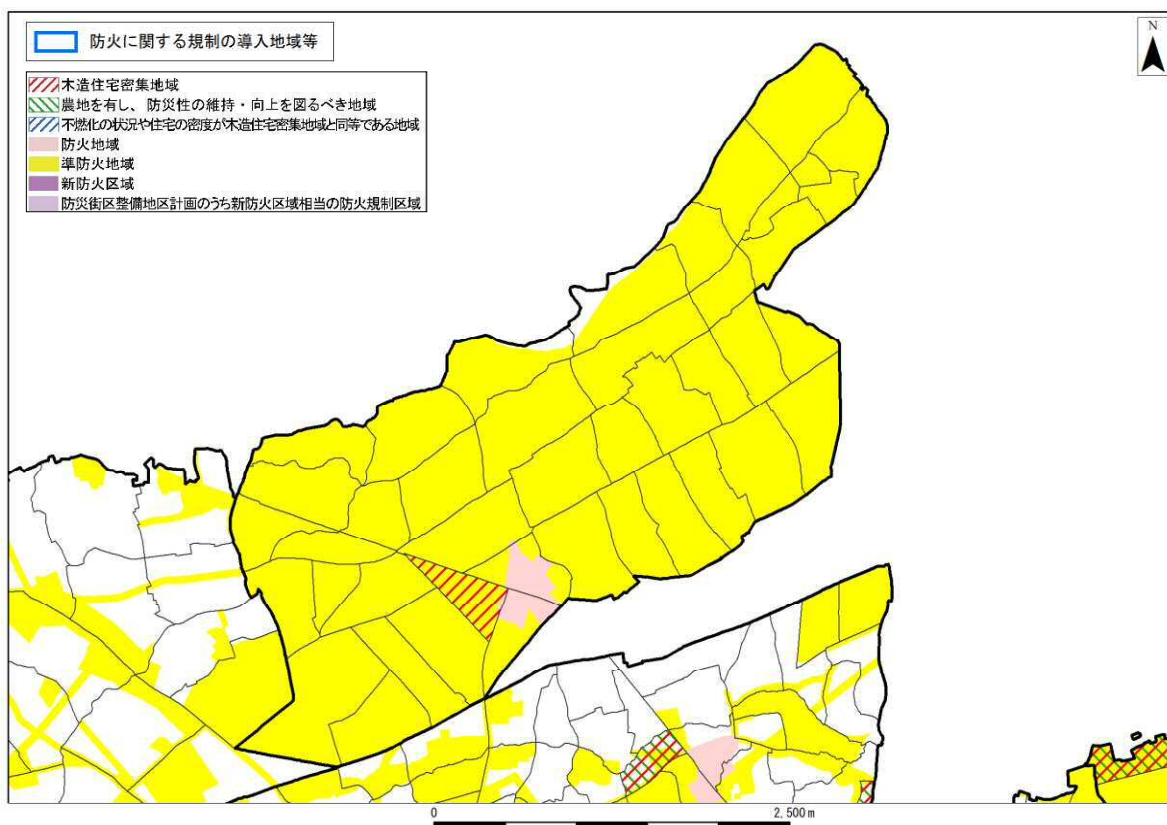
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

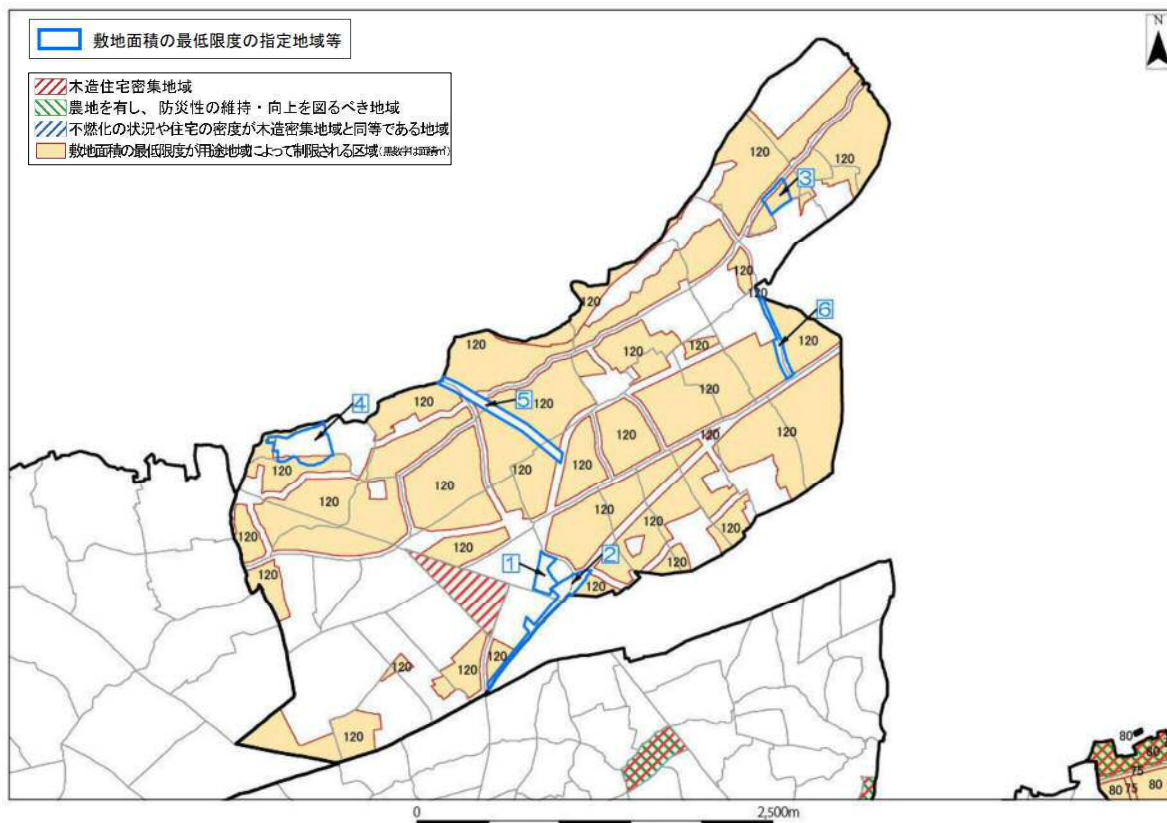
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



39 東久留米市

【概要】

- ・ 宅地開発条例や地区計画により良好な住環境を誘導し、防災性の維持・向上を図る。
- ・ 用途地域の変更に合わせ、防火地域及び準防火地域の指定を行う。
- ・ 特定生産緑地の指定を推進する。
- ・ 浅間町一丁目・三丁目の木造住宅密集地域は、地区計画制度の活用や東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の活用を検討する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	柳窪地区	敷地面積の最低限度 135 m ² (地区計画)	柳窪地区地区計画
	②	東久留米駅西口地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、200 m ² 、300 m ² (地区計画)	東久留米駅西口地区地区計画
	③	東久留米駅東口地区	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	東久留米駅東口地区地区計画
	④	東久留米駅東口第二地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、200 m ² (地区計画)	東久留米駅東口第二地区地区計画
	⑤	上の原地区	敷地面積の最低限度 120 m ² 、200 m ² 、1,000 m ² 、 3,000 m ² (地区計画)	上の原地区地区計画
	⑥	ひばりが丘地区	敷地面積の最低限度 120 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	ひばりが丘地区地区計画
	⑦	小金井久留米線沿道中央町地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	小金井久留米線沿道中央町地区地区計画
	⑧	南沢五丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、3,000 m ² (地区計画)	南沢五丁目地区地区計画
	⑨	久留米東村山線沿道柳窪地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	久留米東村山線沿道柳窪地区地区計画
	⑩	東久留米駅神山線沿道神宝町地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	東久留米駅神山線沿道神宝町地区地区計画
	⑪	全域	敷地面積の最低限度 100 m ² 、110 m ²	東久留米市宅地開発等に関する条例

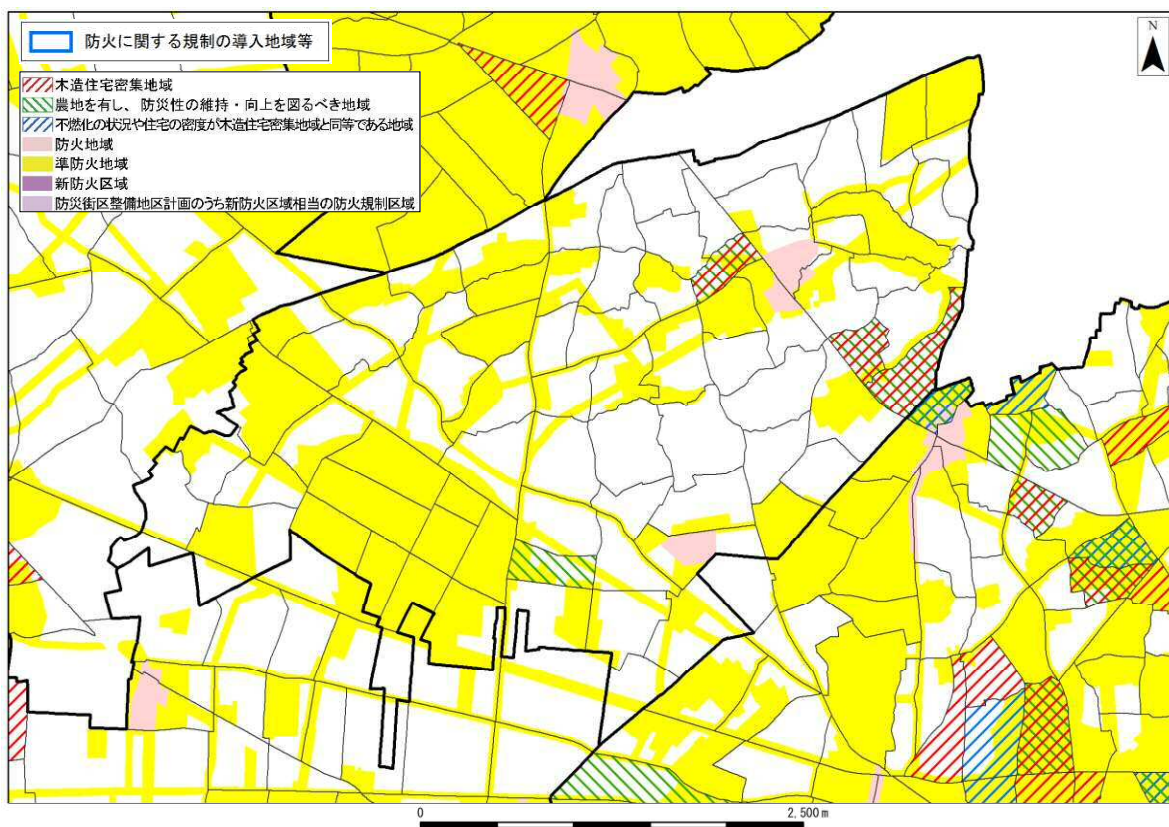
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	⑫	本町二丁目（東3・4・13号線沿道）	地区計画など	-

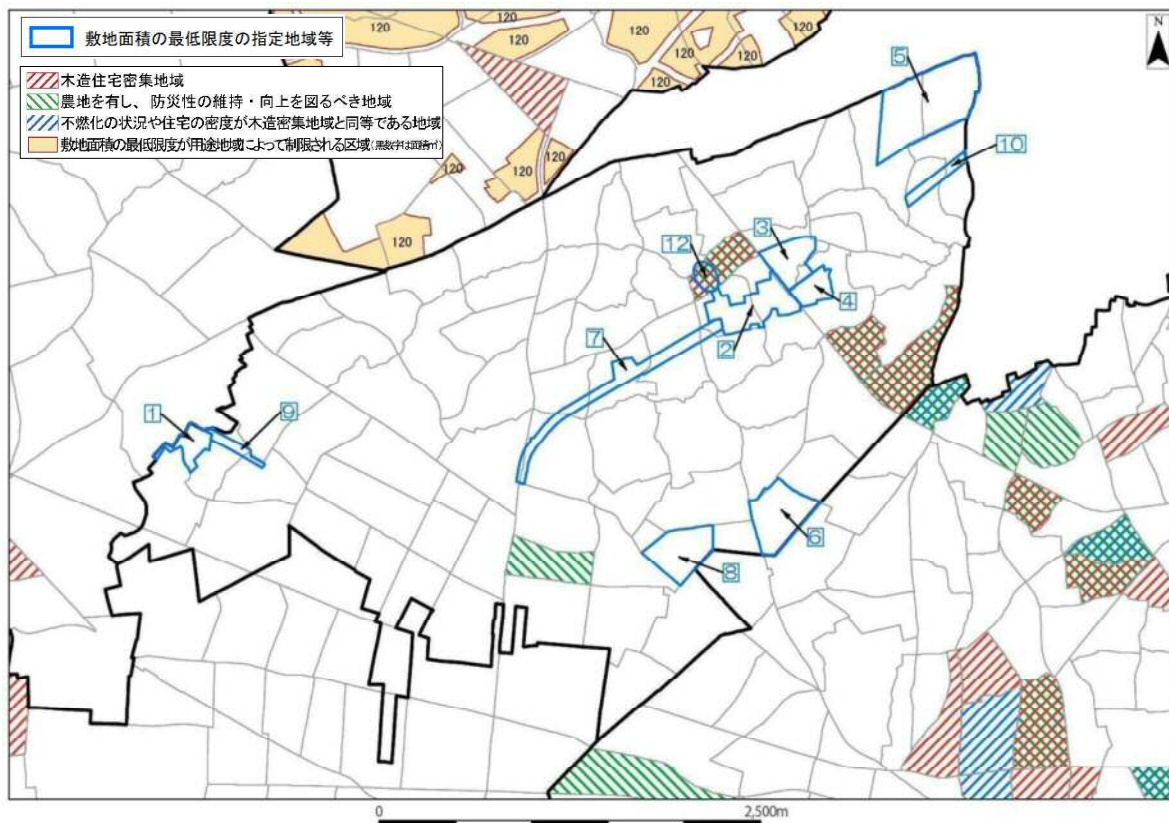
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



40 武蔵村山市

【概要】

- ・ 武蔵村山市まちづくり基本方針では、「安全・安心のまちづくり」を掲げている。
- ・ まちづくり条例により、建築を目的として 500 m²以上の土地を 5 区画以上に分割する場合など、敷地面積の最低限度を設けている。
- ・ 生産緑地は、特定生産緑地制度を活用し、維持保全を図る。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	村山工場跡地地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² 、3,000 m ² 、6,000 m ² (地区計画)	村山工場跡地地区地区計画
	②	学園四丁目地区	敷地面積の最低限度 145 m ² (地区計画)	学園四丁目地区地区計画
	③	本町一丁目、榎三丁目地区	敷地面積の最低限度 130 m ² 、150 m ² 、200 m ² (地区計画)	都市核地区地区計画
	④	学園二丁目地区	敷地面積の最低限度 125 m ² (地区計画)	学園二丁目地区地区計画
	⑤	緑が丘地区	敷地面積の最低限度 132 m ² (地区計画)	緑が丘地区地区計画
	⑥	大南五丁目地区	敷地面積の最低限度 130 m ² (地区計画)	大南五丁目地区地区計画
	⑦	新青梅街道沿道地区	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	新青梅街道沿道第一地区地区計画
	⑧	新青梅街道沿道地区	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	新青梅街道沿道第四地区地区計画
	⑨	新青梅街道沿道地区	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	新青梅街道沿道第二地区地区計画
	⑩	新青梅街道沿道地区	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	新青梅街道沿道第三地区地区計画

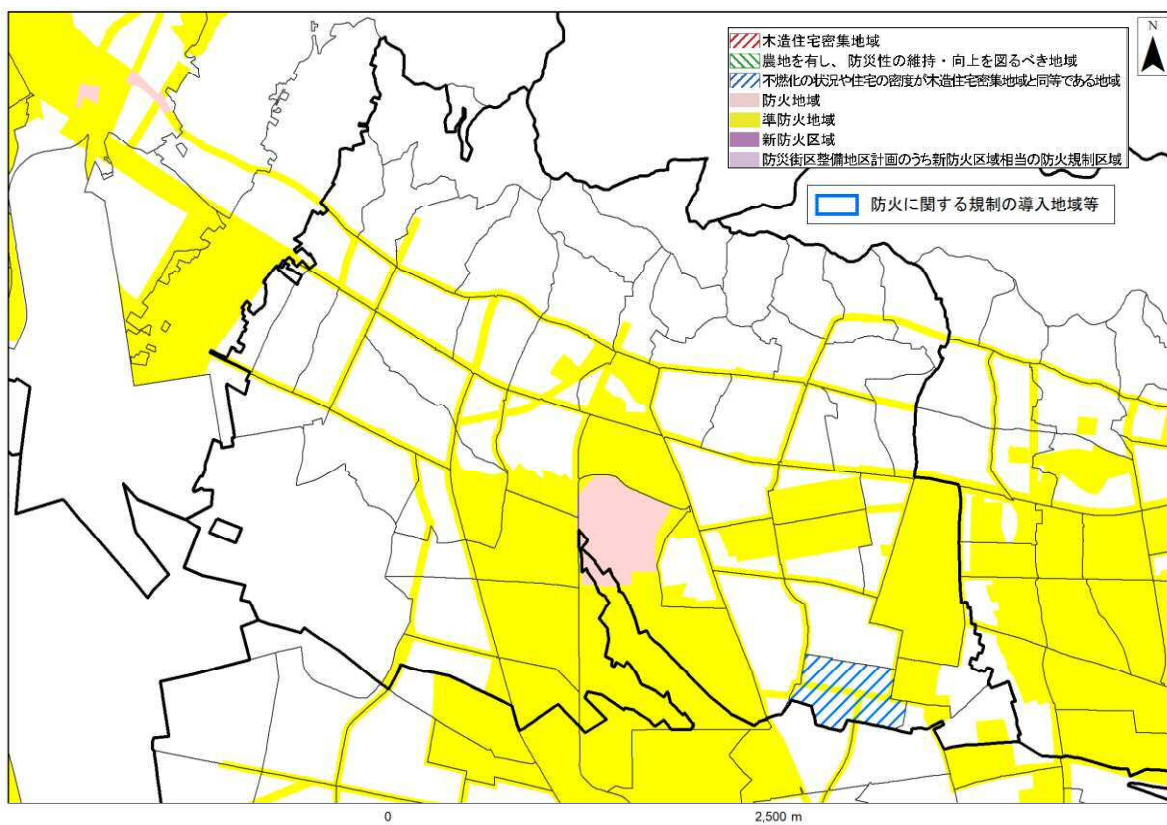
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

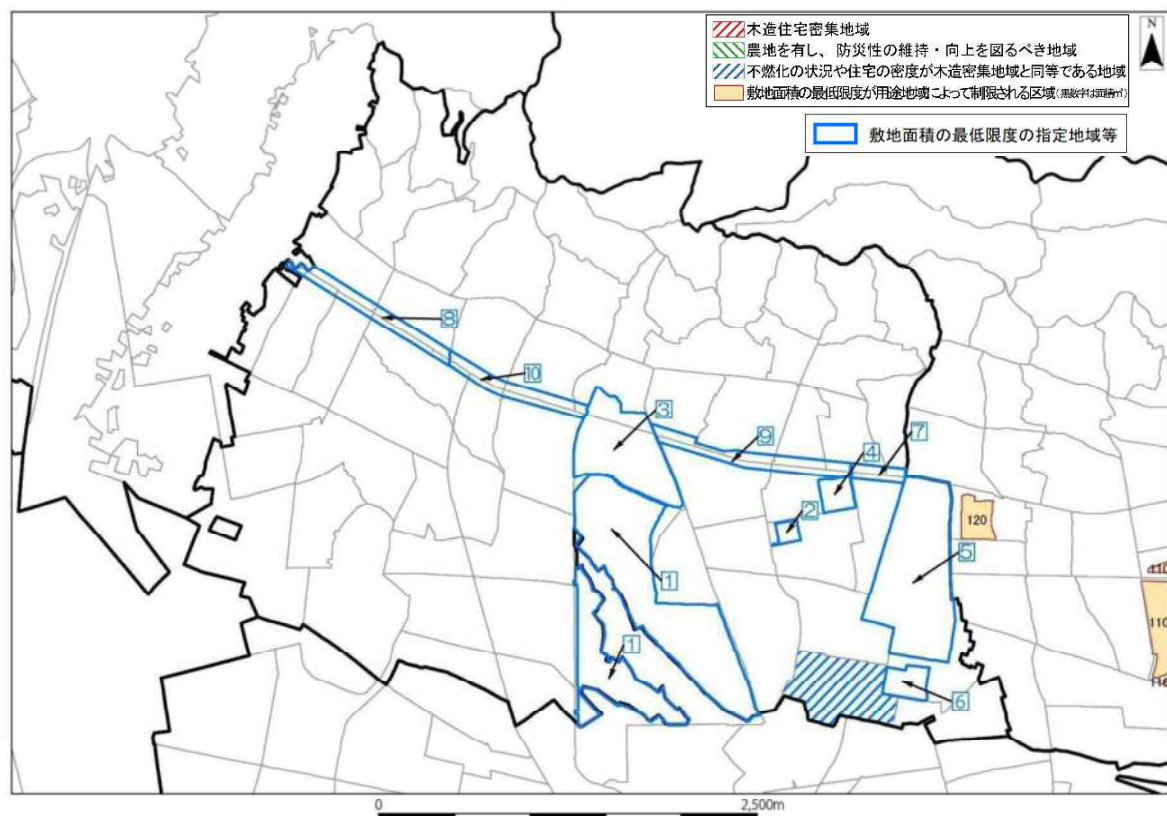
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



41 西東京市

【概要】

- ・ 西東京市都市計画マスタープランにおいて、だれもが安全に安心して暮らせるまちの形成を掲げ、防災・減災力の強化を推進している。
- ・ 立地適正化計画にて防災指針を定め、市内の災害リスクに対応した防災・減災に関する取組施策とスケジュールを示している。
- ・ 地区計画や人にやさしいまちづくり条例（都市計画法第 29 条の開発行為）において敷地面積の最低限度を定め、敷地の細分化を抑制する。
- ・ 災害時の緊急避難場所や延焼遮断機能など、多面的な機能を有する生産緑地を含む、都市農地について、都市計画マスタープランにおける「農住環境共存ゾーン」において、農地保全策を推進する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	西東京都市計画道路 3・3・14 号新東京所沢線沿道	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画
	②	ひばりヶ丘駅北口周辺	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	ひばりヶ丘駅北口地区地区計画
	③	ひばりヶ丘駅南口周辺	敷地面積の最低限度 200 m ² 、500 m ² (地区計画)	ひばりヶ丘駅南口地区地区計画
	④	UR ひばりが丘団地周辺	敷地面積の最低限度 120 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	ひばりが丘地区地区計画
	⑤	東大生態調和農学機構周辺	敷地面積の最低限度 100 m ² 、115 m ² 、1,000 m ² 、2,000 m ² 、5,000 m ² 、10,000 m ² (地区計画)	東大生態調和農学機構周辺地区地区計画
	⑥	市立泉小学校跡地周辺	敷地面積の最低限度 100 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	泉小学校跡地周辺地区地区計画
	⑦	西東京都市計画道路 3・4・1 1 号練馬東村山線沿道	敷地面積の最低限度 100 m ² 、3,000 m ² (地区計画)	練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画
	⑧	西東京都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線沿道	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画
	⑨	向台町三丁目、新町三丁目周辺	敷地面積の最低限度 115 m ² 、3,000 m ² (地区計画)	向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画

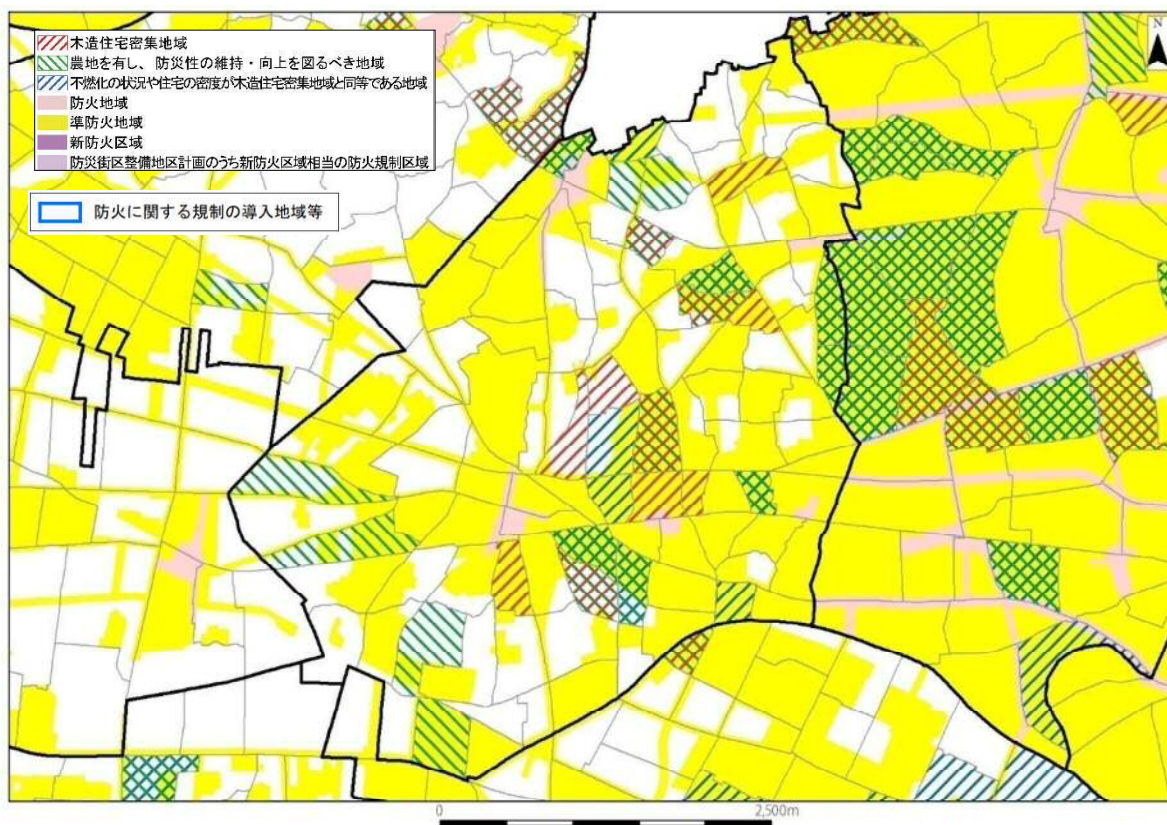
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	全域（低層住居専用地域かつ建蔽率40%）	準防火地域	-
最低敷地	10	全域（低層住居専用地域）	敷地面積の最低限度（用途地域）	最低敷地
	11	（仮称）ひばりが丘北四丁目周辺地区	敷地面積の最低限度（地区計画）	最低敷地

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等

